

◆派遣法に基づくマージン率の公開◆

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項) 下記に当社における情報提供項目を公開致します。



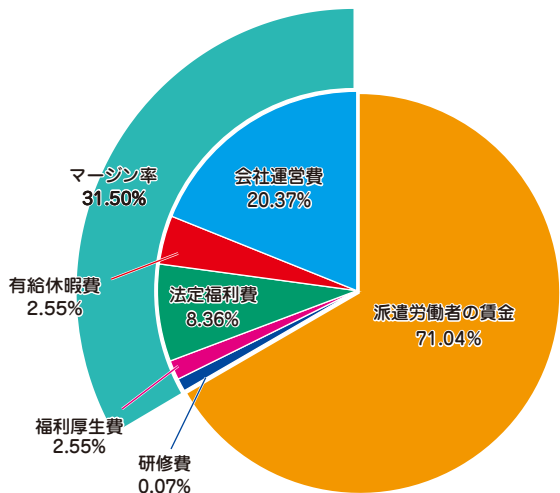
〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町500-1

◆マージン率

派遣労働者の数	31名 ※第15期(2023.04.01~2024.03.31)
派遣先の数	18社 ※第15期(2023.04.01~2024.03.31)
マージン率	31.50% ※第15期(2023.04.01~2024.03.31)
①労働者派遣料金	17,657円(1日8時間あたりの平均)
②派遣期間中の派遣労働者の賃金	12,362円(1日8時間あたりの平均)
教育訓練に関する事項	入社前事前研修・ビジネスマナー研修等

※このマージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{①労働者派遣料金} - \text{②派遣期間中の派遣労働者の賃金})}{\text{①労働者派遣料金(小数点第3位以下を四捨五入)}}$$



マージン率の内訳

派遣労働者の賃金	71.04%
研修費	0.07%
福利厚生費	2.55%
法定福利費	8.36%
有給休暇費	2.55%
会社運営費	20.37%

・派遣労働者の賃金	料金総額の約71.04%
・研修費	派遣社員向け研修費用です。
・福利厚生費	派遣社員の資格取得支援費用やインフルエンザ予防接種等の費用負担金です。
・法定福利費	会社が負担する、労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険・児童拠出金・介護保険などの社会保険料です。
・有給休暇費	会社が負担して支払った、スタッフが取得した有給休暇の費用です。
・会社運営費	営業人件費、広告宣伝費、管理費、オフィス賃借料をはじめとする諸経費になります。

◆同一労働同一賃金対応

2020年4月の労働者派遣法の改正に伴い、労使協定方式による協定を2021年3月に締結しております。

待遇決定方式	労使協定方式
対象派遣労働者の範囲	派遣先に就業させる全ての派遣労働者
協定有効期間	2024年4月1日~2025年3月31日

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費負担	賃金支給
レベル	入職直前~5年以上の勤務者 (Step1~Step3の階層別)	OFF-JT	無償	有給
入職時	入職直前の者	OFF-JT	無償	有給
テクニカルスキル	1年目~5年以上の勤務者 (Step1~Step3の階層別)	OFF-JT	無償	有給
ビジネススキル	1年目~5年迄の勤務者 (Step1とStep2の階層別)	OFF-JT	無償	有給
キャリア研修	1年目~5年迄と5年以上 (Step1・Step2とStep3の階層別)	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口 及び 連絡先

0742-33-7677

【相談窓口：橋本】



〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町500-1